

宮古地区介護支援専門員連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、宮古地区介護支援専門員連絡協議会（以下「協議会」）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局を宮古地区内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、介護支援専門員の資質向上と会員相互の連携を図り、もって宮古地区における保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上のため、調査・研究及び研修に関する事業
- (2) 介護支援専門員の業務についての情報の収集及び提供に関する事業
- (3) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 協議会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員

協議会の目的に賛同して入会した介護支援専門員

- (2) 賛助会員

協議会の趣旨に賛同して入会を希望する機関、施設、団体

(会費)

第6条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 2 会費は年2,000円とする。
- 3 賛助会員については、1団体につき年10,000円とする。

(性格)

第7条 協議会は県協議会の地区協議会となる。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局
- (4) 幹事
- (5) 会計監事

- 2 前項の役員については、総会において会員の中から選出する。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、会務を処理し、重要事項を審議する。

4 事務局は、会務を執行する。

5 会計監事は、財務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本協議会に出席し、本協議会の運営に対して提言を行う。

3 顧問は、保健・医療・福祉の関係団体・機関から、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。

(総会)

第12条 総会は会員を持って構成し、年1回開催する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し決定する。

(1) 事業計画及び予算、決算に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) その他、協議会に関する重要な事項。

3 総会は、必要に応じて臨時に会長が召集できる。

(役員会)

第13条 役員会は、第8条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(弔慰金)

第16条 普通会員として協議会に入会している会員が死亡した時、その遺族に弔慰金を贈る。弔慰金は10,000円とする。

付則

1 この会則は、平成12年7月22日から施行する。

2 本協議会設立当初の役員任期は、第10条第1項の規定に関わらず、平成14年8月31日までとする。

3 この会則は、平成23年6月18日から施行する。

4 この会則は、平成24年6月9日から施行する。

宮古地区介護支援専門員連絡協議会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規定は、会則第13条に定める、会議出席役員等に対して支給する会議旅費に関し、必要な事項を定めるものである。

(旅費の規程)

第2条 役員会に出席した役員等に対し、旅費を支給する。

(旅費の金額)

第3条 旅費の金額は、別表1のとおりとする。

付 則

この規定は、平成13年8月25日から施行する。

別表1 役員会が事務局で行われる場合

地 区	金 額
山 田 町	960円
岩 泉 町	1,900円
田 野 畑 村	1,920円

(参考 宮古市旅費規程)